

第74回・歴史教育者協議会全国大会（兵庫大会）レポート

第19分科会（障がい児教育）

レポート名：高等学校の特別支援教育



日時：2023年8月10日（木）～11日（金）

場所：関西学院大学西宮聖和キャンパス（西宮市）

報告者：諏訪 淑子（兵庫歴教協・高校）

【はじめに】・・・自己紹介です

○阪神淡路大震災後最初の教員採用試験にて、世界史教師となる

○初任校 普通科高校7年

○2校目 聾学校（H19年より聴覚特別支援学校）18年

H21年より、支援教育部（地域支援）を11年間担当

・難聴通級専任 8年

・教育相談専任 3年

この間、在宅および保幼小中高のこどもの支援のため、

家庭および在籍校園への訪問にて生活や授業へのアドバイスを行う

○3校目 総合高校（総合学科・工業科）今年度3年目

高校通級の専任として、自校および巡回校で自立活動の授業を行う

・今年度、担当生徒は12名の見込み（新規希望者含む）

生徒の実態把握および授業のUD化のため、授業参観を通年で行う

・R3年4月～R5年5月 257h

・授業改善の提案には、前任校でのスキルが生かされている

・通級生徒の受講している授業を全て参観し、個別の指導計画に反映

・学習指導要領のアイデア集を作成し、但馬地区の県立校に配布

（R3・R4）

高等学校の特別支援教育

～『学習指導要領解説 総則編』を読み解く～

兵庫県立豊岡総合高等学校 諏訪 淑子

令和4年度より本格実施となる「高等学校学習指導要領」では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的にわかるように示されています。各教科等の「本文」はどれも同じ文言ですが、それぞれの「解説」を開いてみると、読み応えのある教科等も見受けられます。今回は、それらの前提となる『高等学校学習指導要領解説 総則編』を要約し、読み解いていきましょう。

学習指導要領 第1章総則 第5款 2(1)ア

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。 (下線は諏訪によるもの。以下同じ)

小・中・高いずれも、特別支援教育に取り組むにあたり、特別支援学校の助言や援助を以前から活用してきましたが、今回の改訂では、ついに総則に盛り込まれました。ここでは「組織的かつ計画的に」とされており、各教科等学習指導要領の該当箇所では「計画的、組織的に」と順番が逆になっていて、地味な違いですがそれぞれ意図があるようです。

●学校教育法第81条第1項

「幼・小・中・高において、障害のある生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。」

●高校にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠

→そこで、今回の改訂では、…学習指導要領の示し方について充実を図ることとした

「障害の克服」ではなく「困難の克服」であることがポイントですが、「困難の回避」という視点もあります。「困難の迂回」といった方がポジティブイメージでしょうか。

今の時代は、障害者手帳やサポートファイルを作っていないなくても支援を必要とする生徒がいます。「そんな生徒はきっといるはず」とみなして、職場の総意ですすめていこう、という内容になっています。次の段落で「全ての教師が…正しい理解と認識を深め、…」と書かれてあるのと比べて、事務室も一緒になって特別支援教育の目的や意義を理解していこう、との意図がうかがわれます。基礎的環境整備や通級指導教室の施設設備等で、必要な予算計上のため事務室の理解を得ることは大変重要だと考えます。

●障害のある生徒とは…

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱

言語障害 情緒障害 自閉症 LD ADHD 発達障害の可能性のある者

●生徒の障害の種類や程度を的確に把握した上で

彼らの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある

●具体的な指導場面の例

弱視（★視覚障害）→ 理科…観察・実験

難聴（★聴覚障害）および言語障害→国語…音読 芸術…歌唱

肢体不自由→ 保健体育…実技 家庭…実習

病弱・身体虚弱→ 芸術・保健体育…アレルギーへの配慮

LD（読み書きや計算に困難）→ 国語…（★読み）書き 数学…計算

ADHD・自閉症→ メモや絵を付加する指導

このような内容が総則に盛り込まれたこと自体が画期的ですが、気になる点もあります。上記の★印の部分は、諏訪が加筆しました。また、「メモや絵を付加する指導」とは、「見える化」「見通し支援」のことだと思われます。保健体育科における「アレルギー等に配慮した指導」は、学習指導要領解説保健体育編には示されていません。さらには、外国語（英語）のリスニングで配慮を要する難聴の生徒について触れていません。

●集団指導における個別の配慮

教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切

ここでは、各教科でなく、主に学級での配慮の目指すべき方向性が示されています。「学習指導要領解説特別活動編」にもこの考え方が示されており、障害のある生徒などに対する二次障害を防止するためにも、大切な内容だと思われます。ただ、障害のある生徒本人がその学級集団にどう働きかけていくのか、という視点はくみ取れません。障害のある生徒が「ただ大事にしてもらう存在」で高校3年間を終わってしまうと、受け身の状態で社会に出ていくことになってしまいます。自らの特性を理解し、必要な支援を求めて自ら周囲に働きかけていく力、すなわち「セルフ・アドボカシーのスキル」を身につけることが、学齢期最後のステージで求められているのであり、それを必要に応じて個別に指導する場が「通級指導」なのです。通級指導は、教育課程に位置付けて授業として実施するようになっています。「障害のあるほくだからこそ、受けられる教育があったんだ」と、いつか生徒本人が思えるようになり、障害のある自分自身を愛おしみ大切に長い人生をたくましく生きていけるようになるための「自立活動の指導」に、今こそ注目したいものです。学習指導要領解説総則編では、この続きに通級指導のことが述べられていますので、ぜひお読みくださいね！